

水戸家庭裁判所委員会（第27回）議事概要

- 1 開催日時 平成28年6月9日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）

井坂幸雄，上畠佳子，上方仁，桐ヶ谷敬三，小松崎哲，佐藤環，佐野欣一，鈴木義和，橋本和雄，藤澤順子，水上嘉寛，矢代美智子，湯浅友明，渡邊昭（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 金子隆男，首席書記官 木村史郎，事務局長 大澤賢次，次席家庭裁判所調査官 河西滋，次席書記官 小林圭一，事務局次長 畠山英樹，訟廷管理官 前川直樹，総務課長 橋本正弘，主任家庭裁判所調査官 中田潔

4 議事

- (1) 新任委員挨拶（上畠委員，湯浅委員）
- (2) 今回のテーマ「水戸家庭裁判所管内における少年非行の特徴と家庭裁判所の取組について」

ア 管内における少年非行の特徴及び管内における少年非行の特徴を踏まえた教育的措置について，河西次席家庭裁判所調査官から説明が行われた。

イ 休憩時間中に希望者による少年審判廷及び科学調査室の見学が行われた。

- (3) テーマについて意見交換をした概要（○委員，△事務担当者）

○ 委員の方々に事前に御意見等をいただいておりますが，その中で「普通の子がいきなり重大犯罪に走るなど動機が曖昧である。」との

御意見がありました。この点について何か補足等がありますか。

- 提出した意見について補足します。県内では、保護観察に付された少年，少年院を仮退院した少年，環境調整命令を受けている少年等の人数が全国と比べて多いと聞いています。私は保護司としてそのような少年らと接することが多いのですが，その中で印象に残った少年についてお話します。その少年はバイクの窃盗やひったくりによる傷害事件を起こしました。その背景としては，①中学時代の不良仲間の影響を受けていたこと，②家庭では会話がなく，いつも疎外感を感じ自分の居場所がなかったということがありました。そして事件後，少年は鑑別所に入りましたが，更生に向かいました。というのも，①親御さんが子供のことを思い両親そろって面接を受け，疎外感の強かった少年が親の愛情を感じることができたこと，②通っていた高校を退学することになったものの，協力雇用主さんの協力を得て，土木作業の仕事に就くことになったこと，③高校退学後に入学した通信制の高校を退学になりそうなところを教師の助力により退学を免れたこと，④中学時代から相談できる友達がいたこと等が挙げられます。このように本人の自覚もさることながら，家庭の愛情，協力雇用主，高校の教師，友人の援助等，いろいろな要素が重なって更生の道を歩むことになりました。現在，その少年は，傷害事件の賠償金を立て替えた両親に対し，自ら働いて立替金全額を返還したり，いろいろな資格を取るために一生懸命仕事をしています。今回の意見とは直接関係はありませんが，更生という点でお話をさせていただきました。
- 今の事案は必ずしも粗暴に限らず一般的な非行において，本人の更生のために何が力になるかという点で，家庭，友人，協力雇用主，教師等の力添えが必要あるいは有益だったというお話だったと思います。では，次に非行に至る動機やいきさつについて，「中高校生がグルー

プから非行行為の伝承を受けている。」という御意見がありました。この点について何か他に御意見はありますか。

- 直接関係はないかもしれませんが、先ほどの御意見を踏まえてお話しします。私は仕事上、茨城県の教育史というものを研究しています。その中で、大正末年に出された「茨城県教育改善案」というものを読んだことがあります。この案には、当時、茨城県は他県に比べて致命的な犯罪をする人間が多かったのですが、そういう人間には何が必要かと考えた場合、学校での道徳教育が必要だということになり、小学校や高等女学校で道徳教育を強化し、それによって間接的に犯罪を低減させる旨が記載されていました。現在、茨城県内の高校において他県にもない道徳の時間があるのは、もしかしたらこの大正末年の茨城県の反省が沿革としてあるのかもしれませんが。そのようなことから、私は、少年非行を低減させる一つの方策として、道徳教育を推進し、学校を通じてよいサイクルを考えていくことが有効ではないかと思えます。
- 確かに歴史的な視点あるいは地元の歴史文化からの考え方というものがあられるのかもしれませんが。他の委員の方で動機やいきさつという点では何かありますか。
- 私は窃盗を繰り返している少年の審判事件の付添人をしたことがあります。その少年は生後間もなく両親が離婚し父親に育てられましたが、しつけと称した虐待を繰り返し受け、今回の事件まで近隣からの通報、警察署からの通告等を何度も繰り返し、その際はいずれも児童相談所の指導を受けていました。今回の事件で少年は保護観察処分となりましたが、家庭の中で精神面が育てられない環境の中で、何度も児童相談所との関わり合いを持ちながらも非行に至ってしまったことから、児童相談所と行政機関との連携、学校による指導、それから

児童館や保健所等が、家庭をサポートするには至っていないことが原因にあると感じました。また、現在の縦割りの関わりだけだと、どうしても家庭の細かい見守りができていない現実を今回のケースで再確認しました。

- 児童虐待が原因で非行に走るという事例が少なくないとは思いますが、その点について裁判所の方で何か意見等がありますか。
- 少年審判において少年の処遇を決めるに当たっては、家庭裁判所調査官の調査、少年鑑別所の心身鑑別の結果、その子供の性格、家庭環境、経歴等を総合的に勘案した上で、最終的に少年院での矯正や、保護観察所に監督をしてもらったり、特段処分はせずに説諭する等の処分を決めるわけですが、その中でいくつか感じているのは、やはり仲間関係で引きずられるケースが多いということです。ただ、それも家庭に問題があって友達関係に走ってしまうケースと、家庭に問題はないが友達関係に引きずられてしまうケース等様々なケースがあります。そして、暴力傾向に出る子供は、一般的に自信がなく、かつ自己肯定感が低いので、それを埋め合わせるために他よりも強く見せようと不良っぽい態度に出る傾向があります。
- △ 一口に粗暴・非行と言ってもいろいろあります。先ほどの家庭に問題がなくても仲間に引きずられるというケースもありますけれども、元々が少年世代ですので、他の年代に比べると、仲間からの影響が大きいというのはどの少年も同じです。ただ、保護者との関係が悪かったり、関係が希薄ですと、他の子供よりも仲間に重きを置こうとする傾向が強く、そちらの方を起点に自分を何とか安定させようとする子供は少なくないと思います。その子供達を見ていると、認められたい、仲間の中でももう少しよいポジションにいたいという気持ちが強く、無理をして、背伸びをして、暴力行動に出る、あるいは先輩から影響

を受け、学習して、そのような行動に出る傾向があります。

- まず、非行に関して、先ほど冒頭で更生には家庭の愛情が必要である旨のお話がありましたが、私は愛情よりも愛着が大切だと思います。一般的に多少誤解されがちですが、愛着と愛情は違うものです。子供は生まれると、親に対し、おしめを換えてくれとか、抱き上げてくれとかいろいろな要求をします。このとき親が子供の要求に適切に対応しないと、内的ワーキングモデルがネガティブに働き、親と子供の間の信頼関係がなくなります。結果、子供に不信感を植え付けることになり、年中泣くことになります。これがまさに愛着というもので、親から見れば大したことがないかもしれませんが、これが子供の一生を左右する大きな問題となります。そういった意味で、お母さんが一生懸命抱き上げたり、ほおずりをしたり、欲しい物を買ってあげたりすることは、愛情としては大切ですが、子供との信頼関係、愛着とは無関係といえます。そして、この愛着がないまま子供が成長しますと、元々信頼関係はないわけですから、この世は住みにくいと思い、大きくなっても友達ができない、何をやってもうまくいかないと感じ、結果的にいろいろな非行に走るということになります。

次に知育環境の問題があります。子供は一日のうちの大半は学校で過ごしているわけですが、仮にそのような学校で授業についていけないとしたら、子供にとって非常に苦痛といえます。ですから、学校としては子供が分かるまで教えることが必要なのですが、実際、そこまでは難しいものです。そうしますと、一旦授業についていけない子供はその学年だけでなく、次の学年にもついていけなくなるという悪循環が続き、結果、問題児化します。いわゆる知育関係の中の信頼関係がない状態、愛着障害に陥るので、子供は学校で暴れ、非行に走るようになります。したがって、非行を防止するためには、学校としても

授業についていかなせるために学習形態を変えたり、極力授業についていけない子供が出ないようにシステムを考える必要があると思います。

さらに貧困の問題があります。現在6人に1人の子供が貧困状況にあるといわれていますが、貧困と学力というのは相互に関係があると思います。よって、この問題も正面から取り組まなければならないと思います。しかも、最近の状況としては、同時に子供の数が大変減少しています。したがって、子供は我々にとって大切な宝物といえますが、この少ない人数の中でも貧富の差や格差が生まれているために、健全に育っている子供が更に少なくなっている状況にあります。そのような状況の中、凶悪犯罪に至る子供の数が減っているといわれますが、これはおそらく子供の中でだんだんエネルギーが減ってきているのかなという感じがします。

- これまでの議論では、一般的な少年非行における問題状況についてでしたが、本日のテーマは粗暴犯の関係もありますので、そちらにも焦点を当てたいと思います。先ほど、親に体罰を受けた少年については暴力で解決してしまう発想が根付きやすいというようなお話も出ましたが、この点について何か御意見がありますか。
- 確かに、親に体罰を受けて育った子供はどうしても自分の子供にも同様に接してしまう傾向があるとよく聞きます。ということは、他人に対しても、多分同じ発想が出てくるのではないかと思います。

ここで話は変わりますが、私が気になったのは子供の人口の減り方と少年犯罪の減り方が大きく違うということです。つまり、人口の減少率よりも少年犯罪の減少率が大きいのはなぜかということです。何か増えていけば、増えている理由を考えるのはそう難しくはないのですが、逆に減っているとその理由を考えるのは非常に難しいと思います。例えば、よくスマホやゲームをやっているから人との接触がなく

なり内にこもることが多くなっていると言われますが、逆に人との接触が減ったから、犯罪に巻き込まれたり、犯罪自体が減っているという側面もあるので、一概に原因といっても非常に難しいと思います。

- 今の話は非常に重要な点で、確かに本来的な人口減に比べて、少年事件の減少率の方が大きいといえます。先ほどのお話に出た子供のエネルギーが減っているというのも何か関係があるのかもしれませんが。

ところで、少年事件は全国的に減少していますが、茨城県内では逆に体罰・暴力関係の事件が比較的減りが少なく、全国の中でもじわじわと順位を上げてきている面があります。この点について、調停委員をやっている委員の中で何か御意見はありますか。

- 私は長年調停委員をやっていますが、夫から妻への暴力が争点になる調停事件で、その夫も父親から暴力を受けていた事例はとても多いです。

そして、そのようなケースで離婚に至っても、夫の方で妻が受けた心の痛みを受け止められる人は非常に少ないと思います。また、そういう暴力の連鎖があるため、夫の方は離婚に至っても、あくまでも自分の暴力は肯定しますし、また夫の母も妻のことを我慢できない嫁という位置づけをします。私はこのような独特の感性、感覚的な欠如を痛感するとともに、とても残念に思っています。

- 今のお話ですと、暴力を振るう夫の母親が、暴力を振るうのはある意味男であれば当たり前であり、我慢すべきは嫁の方だというような発想を持っているということでしょうか。確かに古い時代であればそういう考えが多いのかもしれませんが、最近の若い世代ですと、そこまでひどくはないと思います。先ほどのお話の中に暴力の連鎖という言葉が出ましたが、この点について何か御意見はありますか。

- 確かにDVも増えていますが、御承知のように児童虐待も急速に増

えています。児童虐待防止法の改正により通告義務が規定され、子供の数も減っているにも関わらず、統計を取り始めた当初と比べると80倍も増えています。にもかかわらず子供の数はどんどん減っている。そういう状況の中、暴力に出る一番の原因は何かと考えた場合、私は一つには言語能力の不足にあると思います。口で怒りたいのに結局言葉が出なくて手が出てしまう、言葉で解決できる問題が暴力になってしまう、それが子供に伝わって次の世代にも連鎖する、私はこのような実感を持っています。

○ 本来、いろいろな問題状況に対し言語的あるいは他の対応が可能なのにそれがうまくできない、これを暴力という形で処理してしまったり、あるいはそうした傾向があり、親から子へ引き継がれる。この点県内の傾向について何か御意見はありますか。

○ 先ほどある委員から歴史的な観点からのお話がありましたが、なるほどなと思いました。個別的な問題もありますが、やはり地域的な問題が大きいと思います。暴走族に関していうと、茨城は元々ヤンキーというイメージがありますので、そのイメージに触発されている部分があると思います。ただ、だからといって増えていいことではないので、減らすにはどうするかですが、他の委員の方々が言っているように、周囲の環境や本人の自覚が大切であり、その辺から少しずつ取り組むことが必要であると思います。

先ほど裁判所の取組を見させていただいたのですが、その取組が絶対的に効果があるとはいえないので、いろいろなことを試行錯誤的に取り組んだ結果、一人でも更生できれば、それはそれで成功だと思います。

よく、覚せい剤は再犯率が50%という話を聞きますが、考え方によっては、いろいろなプログラムを作っても再犯に至ったので50%

しか効果がないと評価するのか、あるいは半分も治っていると評価するのか、その辺の違いなので、少年の更生の場合も少しでも効果があれば、いろいろな取組を行うことが必要であると思います。

○ 私は高齢者福祉業と保護司をやっております。その中で最近の暴走族をよく見ると、必ずしも若者だけでなく、40歳を過ぎたおじさんが暴走族のような行為をしています。おそらく、若い頃の流れから抜け切れないまま大人になり、その大人がまた子供を誘って集団暴走行為を繰り返している状況があるのだと思います。結局は大人の行為に子供が触発されている部分が多いと思います。

○ 最近の暴走行為は、必ずしも少年らだけでなく元少年が活躍し、かつあおっているという面もあるようです。少年が家庭での愛着がうまくいっていない、ネグレクトされている、家庭に居場所がないという中で、同じような境遇の友達と共に非行に走ったり、集団暴走行為に及んだりしているようですが、先ほど愛着のお話をされた委員のお話と相通ずる点があるのではないかなと思います。

そして、そういうものに対して、保護司として、あるいは保護観察所等がどのように更生指導していくかという問題が出てくるかと思えます。

この点に関して保護司をされている他の委員の方で何か御意見等がありますか。

○ 事件数は減っていますが、再非行の少年は増えています。それに対応するために、先ほど家裁調査官から関係機関との連携というお話がありましたが、この関係機関についていうと、保護司会では、サポートセンターを県内に10か所設置しています。また、警察署の主導で少年サポートセンターを水戸とつくばの2か所に設置しています。また、少年犯罪のサポートという点で、保護司連合会では、更生保護サ

ポートセンターにおいて、BBS（ビックブラザーズ・アンド・シスター・ムーブメント）として、サマーキャンプやデーキャンプ、7月の社会を明るくする運動等を実施しています。さらに、保護司会では、学校との連携ということで、学区単位で保護司が小中学校に出向き、挨拶運動、薬害講話等を行って、少年犯罪の防止のための具体的な活動をしています。

一口に関係機関といっても、私ども保護司の認識では、学校、警察、協力雇用主、ハローワーク等の様々な機関のことを指し、少年の再非行防止については、これらの機関と今後どのように連携していくかが課題と考えています。

- 先日、新聞で見たのですが、行政、警察、学校等が虐待や少年非行についての情報を共有して対応を話し合う、「児童対策地域協議会」というものが各県に設置されたということですが、茨城県内ではそういう機関はありますか。
- 学校教育関係では少年非行を考える機関が相当数設置されているという話は聞きますが、保護司会としては、当該機関の設置については関知していません。
- そうですか。国レベルの組織らしいのですが、実体が伴っていないと余り意味がありませんね。
- 検察庁の方では何か情報は得ていますか。
- 当該機関についての情報は持ち合わせていません。ただ他機関との連携という点でいうと、児童相談所という機関は、事件が起きる前から問題家庭に深く入り込み、その家庭に関する情報を多く保有しているため、最近では児童相談所の専門的な知識やノウハウを警察と共有しようという動きが始まっています。先ほどの協議会の設置のお話とは直接リンクしないかもしれませんが、警察ではそういう問題意識を

持っているようです。

- 先ほどの機関は、「要保護児童対策協議会」のことかもしれません。
これは県の保険福祉部長が会長となって、医師会、歯科医師会、教育委員会、裁判所等と連携し、保護を必要とする子供について、原因や対策を議論する機関です。
- ここまで、暴力あるいはその他の少年非行に関連しての更生という形で、ある程度どういう対策が可能なのかを検討してきましたが、ここで、暴力の関係で最近気になった新聞記事を紹介したいと思います。例の川崎で起きた少年事件です。少年らが裁判員裁判を受けている中で、元家裁調査官で大学の臨床心理士でもある先生がこのように証言していました。「少年らとは裁判の前に9回ほど面談したけれども、事件のことは話したが、家庭環境についてはあまり話そうとしなかった。事件であれば事実経過ですので、いろいろな経緯があれば話をするが、やはり家庭環境となると話せる状況ではなかった。なんとか時間をかけて心を解きほぐし、話を聞き出すと、実は親からしつけと称して厳しい体罰を受けていたことが分かった。」、「言い分を聞いても親から殴られるので、やがて少年らは対人関係で問題があっても何を言っても無駄と思うようになり、手っ取り早い解決方法として暴力を振るうようになった。」と。これを読むと、暴力あるいは家庭で虐待を受けている場合、反面教師的に自分は暴力を振るわないという立場と、やはり暴力しかないと考え暴力を肯定してしまう立場の二通りあるかと思います。これは少年審判事件も同じでして、同じ被害を受けても、自分も同じように行動する少年とそうでない少年がいます。
そこで、これからの議論としましては、暴力の問題の根底には何が
あり、それをどう受け止めて解決に導けるかに焦点を当てて検討したい
と思います。

ここで、少年審判や更生等に関与し御尽力をされている委員の方から、少年友の会の関係でお話をお伺いしたいと思います。

- あまりなじみはないかもしれませんが、茨城少年友の会というものがあります。少年友の会は、非行ありとして家庭裁判所に送致された少年やその他保護者支援の活動をするボランティア団体で、昭和41年、「家庭に平和を、少年に希望を」を理念として東京家裁で設立されたのを皮切りに、茨城では昭和49年に発足されました。現在では全国50庁の家庭裁判所全てに友の会が設置されています。まず、茨城少年友の会の目的ですが、水戸家庭裁判所並びに管内支部で扱う少年事件について、家庭の平和及び少年の福祉のために協力することを目的としています。次に会員の資格ですが、本会の目的に賛同する普通会員、賛助会員で組織されています。これには元調停委員も含まれ、平成27年度の会員は約350名でした。次に友の会の活動についてですが、基本的に裁判所からの要請により活動しており、おおむね次の8項目になります。①付添人活動、②社会奉仕活動、③交通講習、④少年の帰宅旅費の立替又は援助、⑤補導委託先の開拓及び補導受託、⑥試験観察中の少年が行う活動への援助、⑦社会福祉関連施設、矯正施設及び補導委託先への協力及び援助、⑧その他本会の目的を達成するため必要な事業です。ちなみに、平成27年度の実施事業は付添人活動が2件、社会奉仕活動が6件、親子合宿活動への支援が1件、親と子の日帰りワークが1件、施設見学・勉強会が1回となっています。
- 本日は暴力との関係で始めたところですが、非行一般、更生について幅広く検討させていただき結果になったと思います。これまでの発言をお聞きになって最後に何か御意見等がありますか。
- これは私の体験ですが、母親に精神疾患があり周囲の助言を聞かなかつたために、その母親の子供が大きな事件を起こしたことがあります。

した。精神疾患等の問題を抱えている保護者に対し，家裁としては何ができるのでしょうか。

- 非行少年の審判やその後の更生については，裁判所が対応できる問題ですが，その親との関係になりますと裁判所から関係機関に連絡して適切な対応の有無を確認することはできますが，本来的には福祉行政の関係になるかと思えます。ただ，裁判所として個別の内容については可能な限り対応させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。
- 分かりました。
- 本日はテーマに沿って議論を進めてまいりましたが，委員の方々には，貴重な御意見，有益な御提言をいただきまして，誠にありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。

以 上